

## 神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 神奈川県における在宅医療の推進を図るため、「神奈川県在宅医療推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の確保に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。
- (2) 在宅医療と介護との連携体制の構築に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。
- (3) その他在宅医療の推進に係る必要な事項に関すること。

### (構成員)

第3条 協議会の委員は30名程度とし、次に掲げる者の中から選定する。

#### (1) 保健医療関係者

保健医療関係者の立場にある者には、公益社団法人神奈川県医師会在宅医療担当理事、公益社団法人神奈川県医師会地域包括ケア担当理事、公益社団法人神奈川県歯科医師会常任理事（地域保健（スペシャルニーズ担当））、公益社団法人神奈川県病院協会副会長（急性期・地域包括ケア担当）を含むものとする。

#### (2) 福祉関係者

#### (3) 介護保険事業者職員

#### (4) 地域包括支援センター職員

#### (5) 地域団体職員

#### (6) 市町村職員

#### (7) 県保健福祉事務所長

#### (8) 学識経験者

2 委員の任期は令和9年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の在任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 協議会で協議する課題等の具体的な検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の構成、庶務その他の必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。